

令和5年2月3日

長崎Bブロックのタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和5年2月2日、壱岐市の壱岐交通タクシー株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、長崎Bブロック（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割以上となった場合、運賃変更手続きに入ります。

（7割に達しなかった場合は、運賃変更手続きを中止します。）

1. 申請者

事業者名：壱岐交通タクシー株式会社

住 所：長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触676-13

車両数：16両（長崎Bブロック内）

2. 運賃変更認可申請の概要（普通車要請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	1.3kmまで 660円	1.3kmまで 600円

【加算運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	307mごとに100円	367mごとに90円

（※1）長崎Bブロック（運賃が適用される地域）

長崎県のうち、五島市・壱岐市・対馬市・長崎市（高島地区及び伊王島地区に限る）・松浦市（鷹島地区に限る）・平戸市（大島地区に限る）・西海市（松島地区に限る）・佐世保市（宇久地区に限る）・北松浦郡（小値賀地区に限る）・南松浦郡

（※2）長崎Bブロック 事業者数及び車両数（令和5年2月2日現在）

事業者数：30者

車両数：207両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電話092-472-2527



九州運輸局